

除雪費の一部を助成します！

滝上町地域支え合い

高齢者世帯等除雪費助成事業 のお知らせ①

町では、高齢者世帯等で自力での除雪が困難であり、親族からの支援も得られない世帯に対し、除雪にかかる費用の一部を助成します。

なお、この事業は社会福祉協議会に委託して実施します。



1. 対象世帯について

◎町内に居住し、身体的事由などから自力での除雪が困難であり、親族から労力または経済的援助が受けられず、町税等の滞納がない世帯で、次のいずれかに該当する世帯

- ①70歳以上のひとり暮らし世帯
- ②70歳以上の高齢者のみの世帯
- ③身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方のいる世帯
- ④身体障害者手帳の視覚、上肢、下肢及び体幹機能障害で3級の交付を受けている方のいる世帯
- ⑤療育手帳（A及びB判定）の交付を受けている方のいる世帯
- ⑥精神障害者保健福祉手帳（1級～3級）の交付を受けている方のいる世帯

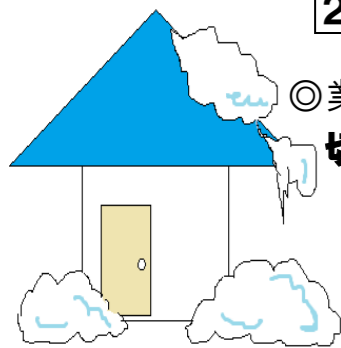
※上記の要件に該当しても、長期入院(概ね6ヵ月以上)や施設入所されている方のみの世帯、冬期間において他市町村に生活実態がある場合などは対象とはなりません。

※ 店舗など営業に関わる家屋は本事業の対象となりません。

2. 助成の額について

◎業者や個人に除雪を依頼し、**支払った除雪費用の2分の1（円未満切捨て）**を助成します。ただし、**年間1世帯2万円を上限**とします。

※ 親族(3親等以内)への支払いは対象となりません。



3. 除雪の依頼先について

◎個人や団体(業者含む)への除雪依頼は各個人で行ってください。

※除雪の依頼先を探せない方はご相談ください。

※契約は「シーズン契約」「1回ごとの契約」どちらでも構いません。

また、契約の額は当事者間で決めていただきますが、お困りの方はご相談ください。

4. 助成を受けるための手続きについて

◎受付開始日：令和5年12月1日（金）から

受付は受付開始日から随時行いますが、申請から決定まで日数を要しますので、早めの申請をお願いいたします。

※申請に必要なもの ⇒ **助成金交付申請書・印鑑**
(障がい者世帯の方は各障害者手帳等)

◎助成を希望される方は必ず事前に申請手続きをお願いします。(世帯の町税等滞納状況等を確認するため、毎年申請が必要になります。)

◎申請にあたっては、**助成金交付申請書（別紙②）**に必要事項を記入し、**社会福祉協議会**または**役場福祉係**へ提出してください。

◎申請内容を審査した後、承認の可否を通知します。

◎生活保護世帯の方は、他の制度がありますので、役場福祉係までご相談ください。

5. 受領委任払い制度をスタートします

これまで除雪助成費の支給は、利用者がいったん費用の全額を除雪依頼業者に支払い、その後に助成対象費用の2分の1(2万円上限)の助成を受けるという、いわゆる「償還払い」制度を適用していました。

一方、「**受領委任払い**」制度は、利用者の支払いを、初めから助成対象費用から助成額分を除いた額で済むようにすることで、利用者の一時的な負担を軽減するための制度です。助成額分については、利用者からの委任に基づき、滝上町社会福祉協議会(滝上町)から受領委任払いの手続きを行った除雪依頼業者に直接支払います。なお、償還払いについては、これまでどおり利用できます。

利用にあたっては一事業者の契約の場合に限ります。また、一部事業者においては制度が利用できない場合がありますので除雪依頼業者にご確認ください。

6. 助成金の請求について

◎助成金の請求は、原則1回とし、1月から3月末日の間できるだけお早目に、除雪の実施日や作業内容、金額など町で定める事項が記載された領収書などを添付した助成金交付請求書(※登録決定された方に送付いたします)を社会福祉協議会または役場福祉係へ提出してください。

◎交付申請書の内容を確認し助成金額を決定後、1ヶ月以内に支給いたします。

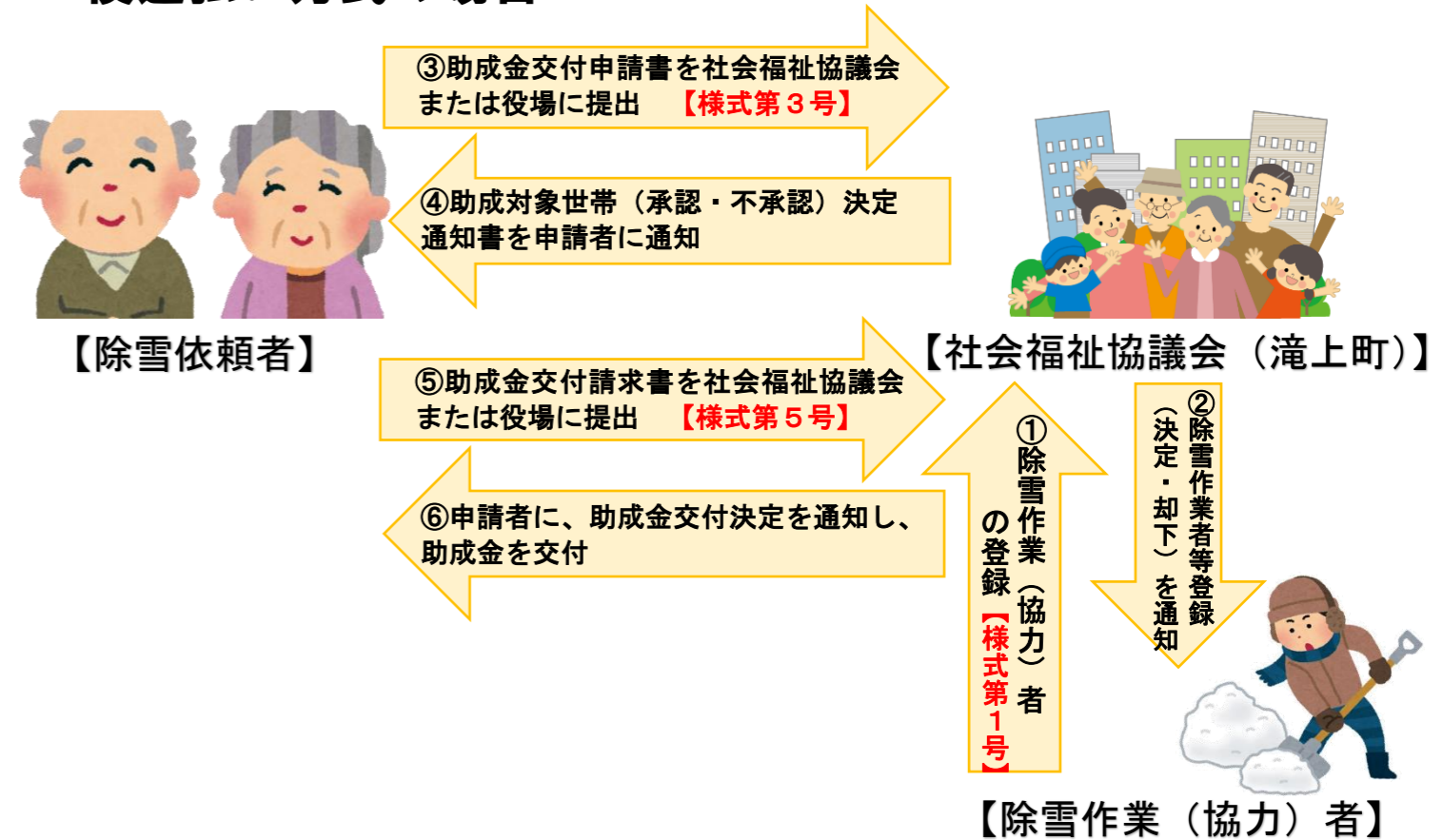
◎申請手続きの問い合わせ先

- ・ 滝上町社会福祉協議会 (事業委託先)
電話 29-3390
- ・ 滝上町役場保健福祉課福祉係
電話 29-2111 (内線236)

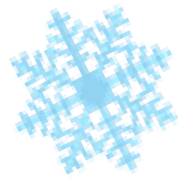
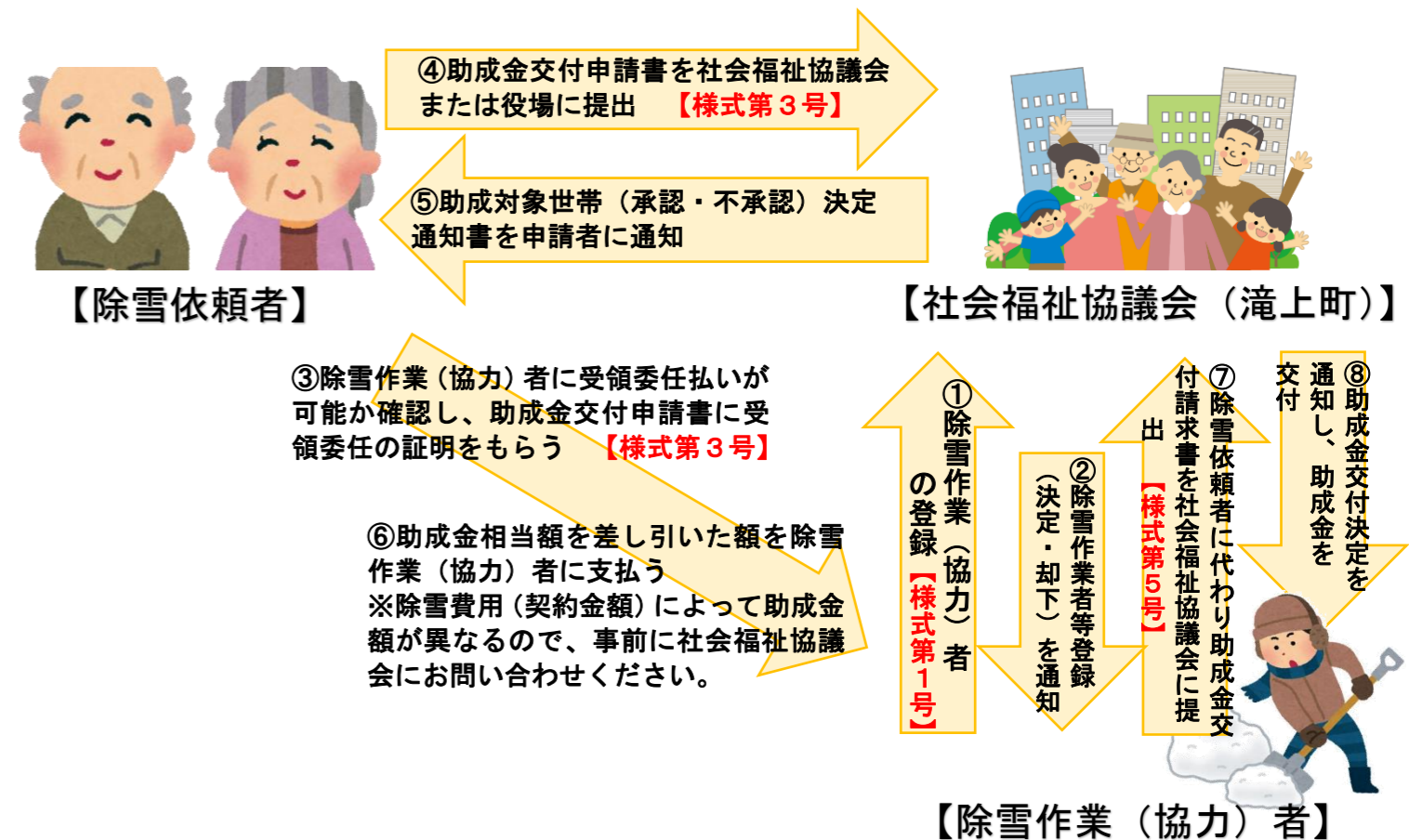
※ご不明な点は、上記までお気軽にお問い合わせください。

★除雪費助成事業の流れ

～償還払い方式の場合～



～受領委任払い方式の場合～



表面もあります